

生活規定

1. 服装等

基本方針

制服を着用することで吉田島高校の生徒であることを自覚し、地域社会の一員として言動に責任を持つ。

(1) 制服

学校で定められたものとし、校章を付ける。

男女とも指定のものを正しく着用する。(詳細は別図参照)

男子：ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ

女子：ブレザー、スカート、ワイシャツ、リボン、スラックス、ネクタイ

女子はスラックスの着用も可。スラックスの時はネクタイでもよい。

ブレザーの下に着るものは、略衣に準ずる。

(2) 略衣

5月1日より10月31日まで着用することができる。一番上に着るものの左胸に校章を付ける。

ワイシャツ・ポロシャツ…指定のものを正しく着用する。

(略衣の時はワイシャツ・ポロシャツのどちらでもよい。)

(胸ポケットの上にyマークの刺繍)

セーター……………Vネックの無地で、白、黒、紺、グレー、ベージュを認める。

ベスト・カーデガン……………セーターに準ずる。

(3) 靴下、コート等

華美でないものとする。

(4) 靴等

華美でないもの。ブーツ、サンダル類を禁止する。

(5) 体育着、実習着

学校で定められたものとする。

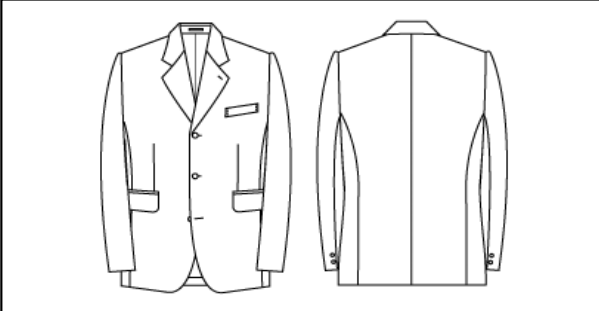
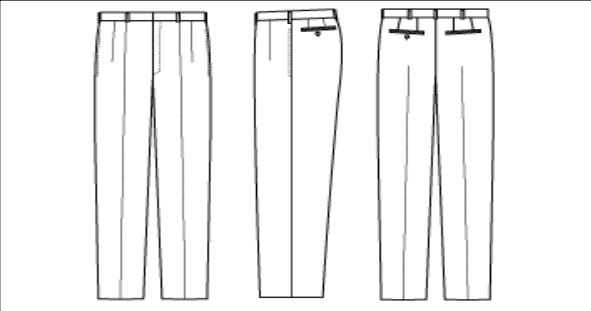
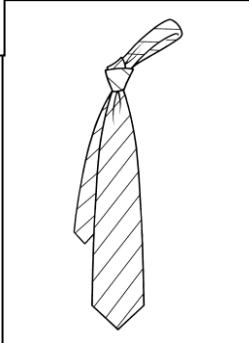
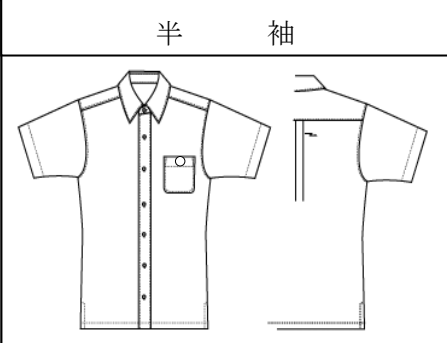
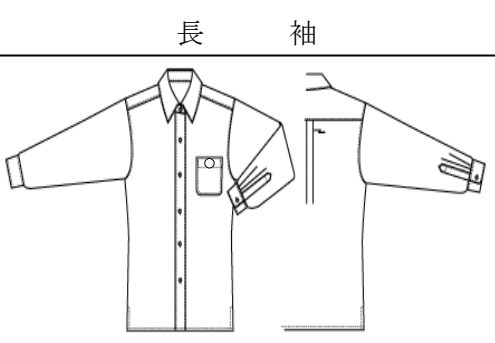
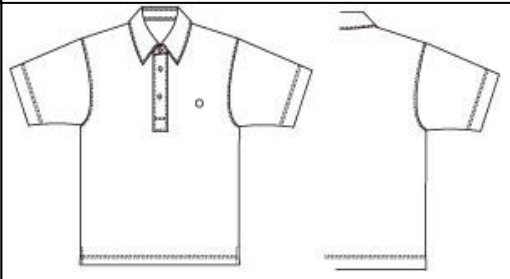
(6) 頭髪

パーマ、染色等は禁止する。

(7) 装飾品・ピアス・化粧

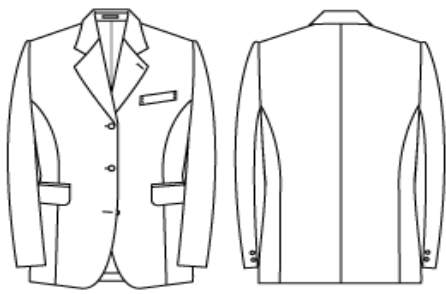
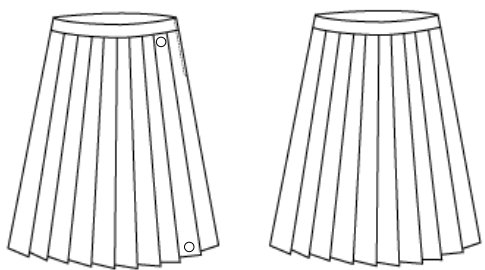
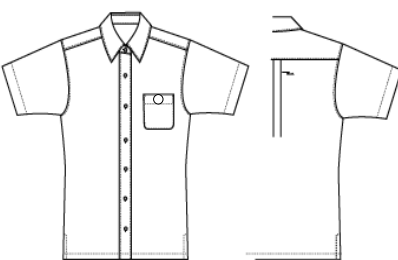
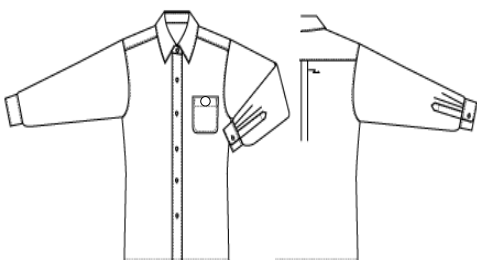
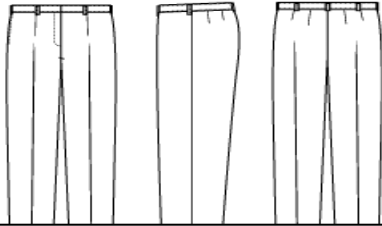

禁止する。

男子の制服（指定のもの）

制 服	上着（ブレザー）		スラックス		
					
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3つ釦シングルジャケット 胸・腰ポケットあり ○ ボタン 前合わせ 3ヶ 袖あきみせ 2ヶ ○ 校 章 左襟に着用 ○ 色 紺色 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 裾 シングル ○ 色 グレー色地に青の細いスクウェア柄 ○ 校 章 左ポケットにyマーク刺繍 		
	ワ イ シ ャ ツ			ネクタイ	
	半 袖		長 袖		
					
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色 淡紺色のワイシャツ ○ 校 章 胸ポケット上にyマークの刺繍 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 濃紺色 ○ ストライプ柄の 棒ネクタイ ○ タイトに締める 	
	ポロシャツ（夏季略衣）				
					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 色 淡青色 ○ 校 章 左胸にyマークの刺繍 					

※略衣の時は、ワイシャツ、ポロシャツのどちらでもよい。

女子の制服（指定のもの）

制服	上着（ブレザー）		スカート		
					
	<p>○3つ釦シングルジャケット 胸・腰ポケットあり</p> <p>○ボタン 前合わせ 3ヶ 袖あきみせ 2ヶ</p> <p>○校章 左襟に着用</p> <p>○色 紺色</p>		<p>○ひだ数 20の車ひだ</p> <p>○長さ 丈の極端に長いもの、短いものは禁止</p> <p>○色 紺色地に青と白の細いタータン チェック柄</p> <p>○校章 腰と裾にyマークの刺繍</p> <p>○スカート着用時はリボン着用とする</p>		
	ワイシャツ			リボン	
	半袖		長袖		
					
<p>○色 淡紺色のワイシャツ</p> <p>○校章 胸ポケット上にyマークの刺繍</p>		<p>○濃紺色</p> <p>○ストライプ柄のリボン</p> <p>○タイトに締める</p>			
スラックス			ポロシャツ（夏季略衣）		
					
<p>○色 紺色 ○ノータック ○裾 シングル</p> <p>*スラックス着用時はネクタイでも可（男子制服参照）</p>			<p>○色 淡青色</p> <p>○校章 左胸にyマークの刺繍</p>		

※略衣の時は、ワイシャツ、ポロシャツのどちらでもよい。

※女子の制服はスカート、スラックスのどちらでもよい。

2. 生活一般

1. 学校のきまりを守り、勤勉の習慣を養う。
2. 常に提示物・学校放送に注意し、指示連絡事項を守る。
3. 公共物を大切にし、学校の器具・ガラス等を誤って破損した場合、速やかに届け出る。
なお、事由により弁償することもある。
4. 学校には必要以上の金銭を持ち込まない。
5. 時間に関して、次のことを守る。
 - (1) 決められた時間を守り、時間を有効に使用する態度を身につける。
 - (2) 無断で、欠席・遅刻・早退および外出をしない。
 - (3) 8時30分までに登校する。

下校時刻について

① 一般生徒

4月～9月 17時00分 10月～3月 16時30分

② 部活動・委員会活動等届の許可を得た生徒

4月～9月 19時00分（活動終了18:30 完全下校19:00）

10月～3月 18時30分（活動終了18:00 完全下校18:30）

ただし、活動終了後は教室には戻らず、速やかに下校する。

定められた時刻後は学校に残らない。

- (4) 携帯電話、スマートフォン等の使用は節度をもって使用する。
授業中の使用は授業担当者の指示に従う。
また、SNS等で自分や他人の個人情報・画像・動画をインターネット上に公開しない。
6. 次のことを禁止する。
 - (1) いじめ、暴力、その他人権を侵害する行為
 - (2) 喫煙・飲酒
 - (3) 生徒として不適当な遊技場、飲食店等への立ち入り
 - (4) 夜間外出
 - (5) 授業・実習中やテスト中に携帯電話、スマートフォンを使用すること
 - (6) 試験の際の不正行為
 - (7) 金銭や物品の貸借や授受
 - (8) 学校生活に関係のないものの校内持ち込み
 - (9) 校内での宗教、政治団体等への勧誘
 - (10) 校内での私物の充電や電気使用
 - (11) 反社会的行為等
 - (12) その他、高校生としてふさわしくない行為

3. 通学

- 1 交通道德および法規を厳守する。
- 2 届け出た通学方法を守る。自転車通学を希望する者は、所定の届出を行い、必ず自転車保険に加入する。
- 3 自転車の二人乗りは禁止。ブレーキ、ベル、ライト等整備し、安全に注意して乗車する。
- 4 通学や制服でのオートバイ・四輪等の使用は保護者運転の同乗を除き禁止する。

4. その他

- 1 校内に掲示・貼紙・陳列・配布等をする場合は、あらかじめホームルーム担任（または係職員）に申し出、校長の許可を受け、指定の場所にて行う。
- 2 校内で新聞その他いっさいの刊行物・プリント等を出す場合は、原稿を必ず顧問・関係職員の指導を受け、校長の許可を受ける。
- 3 特別な理由により、制服以外の服装で登校する必要があるときは、異装届けにより許可を得る。
- 4 校内外における生徒の集会または諸活動をする場合は、あらかじめホームルーム担任、顧問、生活指導・支援グループを通じて校長の許可を受ける。
- 5 特別活動などで、外部の人または団体（学校・クラブも含む）と交渉する場合はホームルーム担任、顧問、生活指導・支援グループを通じて校長の許可を受ける。
- 6 アルバイトをしようとする場合は、定められた届け出用紙に記入の上、ホームルーム担任、顧問、生活指導・支援グループを通じて校長に届け出ること。
- 7 欠席の場合は朝、保護者がホームルーム担任に連絡をする。
遅刻・早退の場合もできるだけ、事前にホームルーム担任に申し出る。
- 8 本校生徒としての誇りと自覚を持ち、品位と良識ある態度で行動しましょう。

一人は一校を代表する

（自覚と責任を持って生活しよう）